

あなたの賃金は

最低賃金以上ですか？

最低賃金法という法律をご存知ですか？

あなたがもらっている賃金が最低賃金未満なら法律違反となります。タクシーの職場で、營收が低くて賃金が少なくなっている場合、最低賃金法違反のケースがかなりあります。

最低賃金は都道府県ごとに決められていて、時間額で表示されます。毎年10月に改定されます（下表）。

支給された賃金を最低賃金と比較するためには、賃金の方も時間額に直して比較します。計算した時間額が最低賃金未満だっ



たら違法で、差額を請求できます。

しかし、法律違反であっても、会社を相手に是正させるのは一人では困難です。

労働組合に入って、力を合わせて改善しましょう。

最低賃金の計算例

●最低賃金は時間額で比較します

歩合給の時間額＝歩合給÷総労働時間

固定給の時間額＝固定給÷所定労働時間

両方ある場合は、それぞれ計算して足し合わせます

●対象にならない賃金

①臨時に払われる賃金②賞与・一時金③時間外・休日・深夜割増賃金④精皆勤手当・家族手当・通勤手当——これらは計算から除外して比較します

●計算例

45%のオール歩合賃金（45%のうち歩合給が40%、割増賃金5%）で、労働時間は1か月230時間（所定170、時間外60時間）、營收が40万円だったとします

最低賃金の対象となる賃金 40万円 × 40% = 16万円（割増賃金は計算から除外）

その時間額 16万円 ÷ 230時間 = 696円

696円が、その地方の最低賃金を下回っていれば違法です

2017年度地域別最低賃金額（時間額、2017年10月以降適用）

地方	(円)	福島	748	神奈川	956	岐阜	800	兵庫	844	山口	777	長崎	737
北海道	810	茨城	796	新潟	778	静岡	832	奈良	786	徳島	740	熊本	737
青森	738	栃木	800	富山	795	愛知	871	和歌山	777	香川	766	大分	737
岩手	738	群馬	783	石川	781	三重	820	鳥取	738	愛媛	739	宮崎	737
宮城	772	埼玉	871	福井	778	滋賀	813	島根	740	高知	737	鹿児島	737
秋田	738	千葉	868	山梨	784	京都	856	岡山	781	福岡	789	沖縄	737
山形	739	東京	958	長野	795	大阪	909	広島	818	佐賀	737		